

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

谷川俊太郎の詩「朝のリレー」に「この地球ではいつもどこかで朝が始まっている、ぼくらは朝をリレーするのだ」というフレーズがあります。朝は希望の象徴です。希望には朝のような生命力が隠されています。草木の息吹を感じ、空がゆっくりと青みがかってくる。今の日本は先の見えない不安に覆われています。それでも朝は必ずやってきます。坂本龍馬の叫ぶ「日本の夜明け」が近づいています。昨日の悩みを持ち込まず、今日という一日に希望を持って生き生きと取り組んでいきましょう。「希望のリレー」です。

私の書棚より

○世の体制を根本から変えるのはただ一つ、支配階級の「文化」が国民全般に信じられなくなった時である。官僚と結び付いた政党は必ず負ける。国民は官僚支配の「身分社会」に腹を立てているのである。

○今日の日本の困った点は、増税と支出削減の経済振興のベストミックスを発見し実現する、知恵と勇気と公正さを失っている点にある。

「第三の敗戦」
堺屋太一著 講談社

税務アンテナ

□居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除は、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合には、建物の住宅部分とその敷地のうちの住宅部分に対応する部分についてだけ適用されることとされています。

居住用財産の譲渡所得から3,000万円の特別控除を適用してなお、特別控除に余裕があっても、その余裕のできた特別控除を店舗部分の譲渡所得から控除することはできません。ただし、住宅部分が90%以上の場合には、すべての譲渡所得が控除の対象とされています。

居住用財産の3,000万円控除の適用により納税額が生じない場合でも、必ず確定申告をしなければなりません。

□相続人が相続又は遺贈によって財産を取得した場合において、被相続人が、自らの相続開始前10年以内に相続により財産を取得したことがある場合には、短期間に相続が相次いだことによる相続税の負担を緩和させる措置として、一定の割合を各相続人の相続税から控除することができます。

短期間に相次いだ相続ほど控除額が大きくなりますが、相続放棄者や相続権を失った者には、遺贈により財産を取得している場合であっても適用はありません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務スケジュール

10日	○10月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の予定納税額の減額の申請
30日	○9月決算法人の確定申告 ○24年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○12月、24年3月、6月決算法人の消費税中間申告

30日	○11月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『飢餓感を持って、バカであれ』 by スティーブ・ジョブズ